

める（広域・個別）予防接種に関する契約書（案）」（様式—1）および「予防接種（広域・個別）実施に関する覚書（案）」（様式—2）に示す。

〔考察〕 「かかりつけ医による個別接種」の実現は、被接種者側の願いであると同時に、接種者側の願いでもある。しかし、これを実現させるためには、市町村長は、他市に所在する医療機関との間で、前もって委託契約を結んでおかなければならない。もし、複数の市町村が他市に所在する多数の医療機関毎に、個々に異なる条件の委託契約を交わすとしたら、その手続きは双方にとって、余りにも煩雑すぎる作業になることが予想される。契約関係への簡素化を計るためにも、大阪府医師会は、郡市医師会ならびにその会員たる医師の代理人として、重要な役割を果たす立場にあるとの認識をもっている。ここに示した契約書は、府下の市町村と地域医師会の実情を踏まえて、大阪小児科医会が中心となってまとめ、府医が検討中の試案（=大阪試案）である。新予防接種法では5年毎に「見直し」が計られる。我々は見直しの中で、新法の主旨が地域の予防接種事業に十分活かされるかどうか、もし活かされていないとすれば、何が問題になっているのかを検証することも重要なことと考えている。本契約書（大阪試案）が、「かかりつけ医師による個別接種」の実現に向かって真剣に取り組んでおられる全国の市町村、委託医、医師会にとって、「法」の主旨を実行する上で何らかの参考にしていただければ幸いと考え、報告する。

〔参考文書〕

1. 予防接種についての契約書（案） 日本医師会雑誌、Vol.112, No.9 : 1262-1263。
2. 広域的な個別予防接種実施体制事務処理要綱並びに委託契約書 新潟県福祉保健部健康対策課

予防接種法に定める（広域・個別）予防接種に関する契約書（案）

予防接種法第3条及び第6条の規定に基づき（市・町・村）（以下、「甲」という。）が実施する予防接種（以下、「予防接種」という。）の業務に関して、甲と、大阪府医師会長（以下、「乙」という。）ならびに大阪府都市区等医師会長（以下、「丙」という。）は、次の契約を締結する。

この場合、乙と丙は大阪府都市区等医師会の会員たる医師（以下、「丁」という。）の代理人として契約を締結するものとする。

第 1 条

- ① 甲は、事前の健康診断など、予防接種実施上の必要事項を定めるにあたっては、乙ならびに丙と協議し、その同意をえるものとする。
- ② 乙と丙は、予防接種の業務が円滑に遂行されるように医学的見地から甲に協力するものとする。
- ③ 甲は、丁の予防接種の業務への協力に関して生じた必要経費を別に定めるところにより、丁に弁償するものとする。

第 2 条

- ① 甲は、前条第1項に定められたところに従い実施すべき予防接種業務のうち、医師のなすべき行為について乙ならびに丙を経由して丁の協力を要請するものとする。
- ② 甲は、前項の「医師のなすべき行為の範囲」について、乙ならびに丙と協議の上、これを定めなければならない。

第 3 条

丁は、前条第1項の協力要請に応じる旨を承諾した場合には、乙ならびに丙の計画指導に基づき予防接種に従事するものとする。

第 4 条

甲は、丁に対して、報酬として、別に定める額を予防接種業務完了後、別に定める期日までに、乙または丙を経由して支払うものとする。

第 5 条

甲は、丁が予防接種に関する業務に従事中に蒙った災害について、公務員の例に準じて、その損失を補償するものとする。

第 6 条

- ① 予防接種の業務を実施中に生じた事故については、甲がその処理にあたるものとする。
- ② 甲は、接種に関して被接種者に損失が生じたときは、健康被害に対する救済措置を講じるとともに、その損失が接種を担当した丁の故意・過失による場合にも、甲において賠償責任を負担するものとする。
丁に故意または重過失のない限り甲が丁に対して求償することはできない。
- ③ 接種を担当した丁が被接種者から損害賠償請求の訴を提起された場合には、甲は、訴訟参加などによって丁に全面的に協力するものとし、丁が賠償責任を負担しなければならない場合には、丁に故意または重過失のない限り、甲においてその損失を直ちに填補するものとする。

- ④ 接種を担当した丁が事故に関連して医業上の不利益その他の損失を蒙った場合またはそのおそれがある場合には、甲は、その損失を補償しまたは予防するため適切な措置を講じるものとする。

ただし、その事故が丁の故意または重大な過失によって生じた場合はこの限りではない。

第 7 条

- ① 第 5 条及び前条に定める諸措置については、甲が大阪府ならびに乙と協議して設置する予防接種広域化・個別化問題調査会の審議に付し、その意見に基づいて処理するものとする。
- ② 予防接種広域化・個別化問題調査会の組織、権限は別に定めるところによる。

第 8 条

本契約に定めのない事項については、甲、乙ならびに丙が誠意をもってその都度協議するものとする。

第 9 条

- ① 本契約の有効期限は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
- ② この契約の期間満了の 月 日前までに契約当事者の何れか一方から更新拒絶の通知または内容を変更しなければ更新しない旨の通知をしないときは、期間満了の際、同一条件でさらに 1 年契約を更新したものとみなす。

以上、この契約の証としてこの証書を作成し、甲、乙、丙は署名捺印し、各 1 通を所持する。

平成 年 月 日

甲 市市長

印

乙 大阪府医師会会長

印

丙 市医師会会長

印

予防接種（広域・個別）実施に関する覚書（案）

予防接種法第3条及び第6条に基づき、大阪府下の当該市町村を除く他のすべての、あるいはいずれかの市町村長（以下、「甲」という。）が要請する予防接種業務の委託をうけて当該郡市区等内医療機関において接種を実施するにあたり、甲と、大阪府医師会長（以下、「乙」という。）ならびに当該郡市区等医師会長（以下、「丙」という。）はこの覚書を交換する。

この場合、乙と丙は、甲の行う予防接種に協力する旨、承諾した当該郡市区等医師会の会員たる医師（以下、「丁」という。）の代理人として契約を締結するものとする。

尚、本契約においては、大阪府下の当該市町村長が、その予防接種業務の一部を、当該郡市区等を除く他のすべての、あるいはいずれかの府下医師会の会員たる医師に委託するに際し、丙はその委託契約について何ら条件を付さないことを前提とする。

（受託医療機関と接種医）

第1条 甲が実施する予防接種業務の一部を丁の開設または管理する医療機関で実施するに際して、予防接種施行規則第3条第1項に基づく甲の協力要請を承諾した医師により、その業務を実施することを約する。（丙は、甲の行う予防接種に協力する旨、承諾した当該郡市区等内の医療機関をとりまとめて別表に掲載する。）

（住民への周知）

第2条 甲は、「予防接種法に定める（広域・個別）予防接種に関する契約書」及び前条に定める、甲が行う予防接種業務を受託する大阪府下の医療機関名と所在などを大阪府に報告するとともに、当該市町村の住民には公告するなど、周知をはかること。

（医師のなすべき行為）

第3条 「予防接種法に定める予防接種に関する契約書」第2条第2項に定める医師のなすべき行為とは、予診、診察、接種、緊急時の措置のほか、医学的判断を必要とする事項についての相談・指導などとする。

（種類）

第4条 甲が丁に実施を委託する予防接種の種類は、後掲のとおりとする。（甲は、委託欄に、その実施を委託するものについては○を、委託しないものについては×をそれぞれ明記する。）

（接種委託料）

第5条 甲は、丁の請求により実施した予防接種の種類と件数に応じ、委託料を丁に支払う。（委託料欄に、甲が定めた委託料金を明記する。）

（支払い方法）

第6条 丁は、実施を完了したものについて、1か月分をとりまとめのうえ翌月10日までに甲に請求するものとし、甲は請求のあった月の翌月10日までに、丁に支払うものとする。

(予防接種健康被害調査委員会)

第 7 条 第 1 条に定める予防接種業務に関連した健康被害の発生に際し、甲は大阪府および乙と協議の上、予防接種健康被害調査委員会を設置する。同委員会は、当該事例の疾病の状況及び診療内容、検査、剖検の結果、疫学等の医療情報を収集し、予防接種との因果関係を解明するために必要な助言を行う。

(有効期間)

第 8 条 この覚書の有効期間は平成11年4月1日から平成12年3月31日までとする。ただし、この覚書の期間満了の1か月前までに何れか一方から更新拒絶の通知または内容を変更しなければ更新しない旨の通知をしないときは、期間満了の際、同一の条件で更に1か年この覚書を更新したものとみなし、以後も同様とする。

(規定外事項)

第 9 条 この覚書に定めのない事項または覚書事項の解釈に疑義が生じたときは、「予防接種法に定める（広域・個別）予防接種に関する契約書」第 7 条に定める予防接種広域化・個別化問題調査会が甲、乙および丙と協議して解決にあたるものとする。

以上、この覚書の証としてこの証書を作成し、甲、乙、丙が署名捺印し、各自1通を所持する。

甲が、乙、丙を介して丁に委託する（広域・個別）予防接種（種類、料金）

委託欄	委託する予防接種の種類	委託料金 / 回
	3種（DPT）混合ワクチン	円
	麻疹ワクチン	円
	2種（DT）混合ワクチン	円
	風疹ワクチン	円
	日本脳炎ワクチン	円

平成11年4月1日

甲 市市長

印

乙 大阪府医師会会長

印

丙 市医師会会長

印

大阪府下における予防接種の実施成績に関する研究

村岡徹二¹⁾ 川田義男²⁾ 大国英和³⁾ 馬場宏一³⁾ 一居 誠⁴⁾
柳川秀樹⁵⁾ 杉田隆博⁶⁾ 樋上 忍⁶⁾

平成9年4月より平成10年3月までの一年間に大阪府下における麻しんワクチンの接種対象者は89,727名、接種実施者は77,180名で、接種率は86.0%であった。麻しんワクチンが定期接種に組み入れられて今年で丁度20年になる。定期に組み入れられた当時は60～70%の接種率であった。ここ5年間の接種率は平成5年は75.4%、同6年は70.5%、同7年は81.2%、同8年は83.7%と年々上昇している。

昭和63年12月19日麻しんワクチン接種に際して申し出がある人にはおたふくかぜ風しん混合ワクチン(MMR)の接種が可能となったが、MMRの副反応の問題等で平成元年の接種率はやや低下した。しかし、その後は70%以上になっている。平成5年4月27日厚生省によるMMRワクチン見合せ通達後は麻しんワクチン単独接種となり、平成7年、8年、9年と80%以上と接種率が上昇した。麻しんワクチンも20年経過すれば一応定期の予防接種として定着してきた。

平成6年10月に予防接種法が改正されて義務より勧奨接種、集団より個別接種と変更され、平成7年4月より風しんワクチンが定期接種に組み入れられた。接種対象者は生後12か月より90か月と、13歳に達する日の属する年度の初日から15歳に達する日の属する年度の末日に至る年度の中学生を対象として実施され、後者は平成15年9月30日で自動的になくなる。

平成7年度、8年度の接種率は12か月より90か月までの総数が含まれており、又好ましい接種年齢が生後12か月より36か月までとの為、やや正確性を欠いていたが、平成9年4月より平成10年3月までの大

阪府下における幼、小児期の風しんワクチン接種対象者は94,156名、接種者数は76,708名で接種率は81.5%と麻しんワクチンとほぼ同率であった。

12歳から15歳の接種率は対象者90,394名、接種者数24,665名、接種率は27.2%であった。

上記の接種率は個別と集団を一括した数値である。個別と集団を分けた接種率は個別は平成7年は8.6%、同8年11.9%、同9年は20.8%で、集団では同7年は49.2%、同8年は48.2%、同9年は53.3%である。個別接種をこのまま続けて行くと将来再び人命にかかわる先天性風しん胎児症の多発が予想される。

平成9年度の個別の接種率が上昇したのは行政、大阪府医、地区医師会、教育委員会等の協力によるものと思われる。尚一層の協力を切望する。

沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン(DPT)の接種率については、府下、各市町村より接種開始年齢が異なるため接種率の算定は不可能である。

接種開始年齢については、ほぼ半数の市町村が生後3か月より開始しており、その他の市町村は6か月、12か月である。早期に全市町村が3か月より実施されることを望む。

日本脳炎ワクチンのⅠ期の接種は生後6か月より90か月となっていて、翌年追加接種を1回実施し、Ⅱ期は9歳～12歳(標準は小学4年生)、Ⅲ期は14歳～15歳(標準は中学3年生)となっているので、Ⅰ期の接種率の算定は困難で、Ⅱ期、Ⅳ期を調査した。

平成8年はⅡ期の接種率は39.9%、Ⅲ期は18.9%であった。平成9年はⅡ期は接種対象者は85,450名で、接種者数は34,218名で40.0%、Ⅲ期は対象者は93,004名で接種者数は18,176名で、19.5%であった。

平成8年度と同様に個別接種と集団接種では接種率に大きな差が見られた。

接種率の低いのは風しんワクチンと同様であった。

定期接種ワクチンの副反応として重症例は殆ど無く、局所の発赤、腫脹、発熱、発疹程度でアナフラキシー、またアナフィラキシーショック等の報告はなかった。

ただ1例、麻しんワクチン接種後、血小板減少性、紫斑病の報告が枚方市であり、大阪小児科学会で発表されている。

麻しんワクチン接種率

昭和54	59.6%	平成元	67.4%
55	60.7	2	72.3
56	63.2	3	76.4
57	64.7	4	70.8
58	67.4	5	76.4
59	69.8	6	71.5
60	76.7	7	81.2
61	78.4	8	83.7
62	67.4	9	86.0
63	71.1	10	

- 1) 大阪府医師会予防接種問題検討委員会委員
- 2) 大阪府医師会予防接種問題検討委員会委員長
- 3) 大阪府医師会予防接種問題検討委員会副委員長
- 4) 大阪府保健衛生部感染症対策室長
- 5) 大阪市環境保健局保健部予防課長
- 6) 大阪府医師会理事

地域	No	市町村名	I 麻しん予防接種				II DPTおよびDT予防接種						
			接種対象者数	接種者数	接種率	副反応発症数	接種方式			接種対象者月齢			副反応発症数
							I期	I期追加	II期	I期	※I期追加	II期	
大阪市	1	大阪市	25,714	20,616	80.2	無	個別	個別	個別	3~90	6~90	11才~12才 特6鞋	無
豊能	2	池田市	917	788	85.9	無	個別	個別	個別	3~90	~90	11才~13才	無
	3	箕面市	1,215	1,159	95.7	無	個別	個別	個別	6~90	~90	11才~13才未満	無
	4	豊能町	160	152	95.0	無	個別	個別	個別	3~89	12~18	11才~12才	無
	5	能勢町	137	134	97.8	無	個別	個別	個別	3~90	12~18	11才~12才	無
	6	豊中市	3,758	3,021	82.4	無	個別	個別	個別	3~90	12~18	11才~13才	有*1
	7	吹田市	3,391	3,314	97.7	無	個別	個別	個別	3~90未満	12~18	11才~12才	無
	三島	8	摂津市	960	765	80.0	無	個別	個別	個別	3~90	12~90	11才~12才 特6鞋
9		茨木市	2,820	2,381	84.4	有*2	個別	個別	個別	3~48	12~18	11才~12才	有*3
10		高槻市	3,435	3,095	90.1	有*4	個別	個別	個別	3~12	12~18	11才~12才 特6鞋	有*3
11		島本町	322	310	96.3	無	個別	個別	個別	3~90	6~18	小学6年生	無
北河内	12	枚方市	4,062	3,671	90.3	有*5	個別	個別	個別	3~90	12~18	11才~13才	有*2
	13	寝屋川市	2,776	2,339	84.3	有*2	個別	個別	集団	3~90	12~18	11才~13才 特6鞋	有*2
	14	守口市	1,541	1,322	85.8	無	個別	個別	個別	3~90	12~18	11才~12才	無
	15	門真市	1,656	1,313	79.3	無	個別	個別	個別	3~90	12~18	11才~12才 特6鞋	無
	16	大東市	1,506	1,242	82.4	無	個別	個別	個別	3~90	12~18	11才~12才	無
	17	四條畷市	602	517	85.9	有*4	個別	個別	個別	3~90	12~18	11才~12才	無
	18	交野市	857	793	92.5	無	調・類	調・類	集団	6~90	12~18	11才~12才	有*3
中河内	19	東大阪市	4,994	4,906	98.2	無	個別	個別	個別	3~90	12~18	11才~13才	無
	20	八尾市	2,891	2,509	86.8	無	個別	個別	個別	3~90未満	12~90未満	11才~12才 特6鞋	有*3
	21	柏原市	800	618	77.2	無	集団	集団	集団	12~90	12~90	小学6年生	無
南河内	22	松原市	1,521	1,164	76.5	無	集団	集団	集団	9~90	6~90	11才~12才 特6鞋	無
	23	羽曳野市	1,240	1,159	93.5	無	集団	集団	集団	6~90	12~18	11才~12才 特6鞋	無
	24	藤井寺市	790	594	75.2	無	集団	集団	集団	6~90	12~90	小学6年生	無
	25	大阪狭山市	569	425	74.7	無	集団	集団	集団	12~89	12~18	小学6年生	無
	26	美原町	293	289	98.6	無	集団	集団	集団	12~90	12~18	小学6年生	無
	27	富田林市	1,411	1,318	93.4	無	集団	集団	集団	12~90	12~90	特6鞋 13才未満	無
	28	河内長野市	1,277	1,047	82.0	無	個別	個別	集団	12~90未満	12~90未満	11才~12才未満	無
	29	河南町	120	87	72.5	無	集団	集団	集団	12~90	12~90	11才~13才 特6鞋	無
	30	太子町	160	148	92.5	無	集団	集団	集団	12~89	18~89	小学6年生	無
	31	千早赤阪村	49	32	65.3	無	集団	集団	集団	12~90	12~18	小学6年生	無
	堺市	32	堺市	7,874	7,025	89.2	有*1	個別	個別	個別	3~90未満	6~90未満	11才~13才未満
泉州	33	和泉市	2,035	1,969	97.0	無	個別	個別	個別	12~90	12~18	11才~13才	有*1
	34	泉大津市	844	830	98.3	無	個別	個別	個別	6~90	12~18	小学6年生	無
	35	高石市	855	702	82.1	無	集団	集団	集団	12~90未満	12~90未満	小学6年生	無
	36	忠岡町	179	135	75.4	無	集団	集団	集団	12~90	24~90	11才~12才	無
	37	岸和田市	2,200	2,020	91.8	無	個別	個別	個別	3~90	16~90	11才~12才 特6鞋	無
	38	貝塚市	984	861	87.5	無	個別	個別	個別	3~90	12~18	11才~12才 特6鞋	無
	39	泉佐野市	1,060	822	73.4	無	個別	個別	個別	6~90	6~90	11才~13才 特6鞋	無
	40	熊取町	337	331	98.2	無	集団	集団	集団	17~19	30~90歳	11才~12才 特6鞋	無
	41	田尻町	54	47	77.5	無	集団	集団	集団	12~90	12~18	小学6年生	無
	42	泉南市	672	540	80.4	無	集団	集団	集団	12~90	12~18	11才~12才	無
	43	阪南市	527	516	97.9	無	集団	集団	集団	6~90	6~18	小学6年生	無
	44	岬町	162	154	95.1	無	集団	集団	集団	6~90	12~18	小学6年生	無
	合計			89,727	77,180	86.0		個別26 集団17	個別26 集団17	個別24 集団20			

*1 アナフィラキシーショック
 *2 発熱と発疹
 *3 発熱と腫れと発熱
 *4 発熱
 *5 発熱(高熱)、特発性血小板減少性紫斑病疑い

地域	No.	市町村名	Ⅲ 風 し ん 予 防 接 種									
			幼・小児期			中 学 生						
			接種対象者数	接種者数	接種率	接種対象者月齡	接種対象者数	接種者数	接種率	接種方式	発症数割合	
大阪市	1	大阪市	25,714	18,180	70.7	12才~15才 特3鞋	25,454	4,978	19.6	個別	無	
	豊能	2	池田市	1,117	1,002	93.1	12才~16才	930	276	11.0	個別	無
		3	箕面市	1,215	1,132	93.1	12才~16才未満	1,431	372	26.0	個別	無
		4	豊能町	200	190	95.0	12才~15才	472	126	26.7	個別	無
		5	能勢町	187	165	88.2	12才~15才	604	84	13.9	個別	無
		6	豊中市	3,758	2,837	75.5	12才~16才	3,851	341	8.9	個別	無
		7	吹田市	3,691	3,400	92.1	12才~15才	3,590	1,064	29.6	個別	無
三島	8	摂津市	960	674	72.3	12才~15才 特1鞋	907	122	13.5	個別	無	
	9	茨木市	2,840	2,822	99.4	中学2・3年生	2,944	1,464	49.7	集団	無	
	10	高槻市	3,435	3,058	89.0	中学生	3,441	688	6.7	個別	無	
	11	島本町	422	394	93.4	中学2・3年生	356	250	70.2	集団	無	
北河内	12	枚方市	4,062	3,563	87.7	12才~16才	4,437	1,052	23.7	個別	有*1	
	13	寝屋川市	2,776	1,826	65.8	12才~16才 特2鞋	2,486	682	27.4	集団	有*2	
	14	守口市	1,541	1,353	76.8	12才~15才	1,559	84	5.4	個別	無	
	15	門真市	1,656	1,071	64.7	中学2・3年生	1,271	83	6.5	個別	無	
	16	大東市	1,529	990	64.7	12才~16才 特2鞋	1,436	278	19.3	個別	無	
	17	四條畷市	627	394	62.8	12才~15才 特2・3鞋	525	74	14.1	個別	無	
	18	交野市	872	856	98.2	中学2年生	561	323	57.6	集団	無	
中河内	19	東大阪市	5,485	5,346	97.5	12才~16才	4,313	879	20.4	個別	無	
	20	八尾市	2,891	2,650	91.7	中学生	4,000	564	14.1	個別	無	
	21	柏原市	716	531	74.1	中学2年生	864	462	53.4	集団	無	
南河内	22	松原市	1,430	846	59.1	12才~15才 特2・3鞋	1,270	578	45.5	集団	無	
	23	羽曳野市	1,300	1,156	88.9	中学2・3年生	1,246	732	58.7	集団	無	
	24	藤井寺市	790	579	73.3	中学2・3年生	670	464	69.3	集団	無	
	25	大阪狭山市	1,175	747	63.6	中学2・3年生	569	438	34.9	集団	無	
	26	美原町	480	338	70.4	中学2年生	503	346	68.8	集団	無	
	27	富田林市	1,411	1,298	75.5	特2鞋 16才未満	1,723	948	55.0	集団	無	
	28	河内長野市	1,025	925	90.2	12才~16才 特1鞋	1,414	894	63.2	集団	無	
	29	河南町	120	64	53.3	12才~16才 特2鞋	132	123	93.1	集団	無	
	30	太子町	160	129	80.6	中学2年生	159	77	48.4	集団	無	
	31	千早赤阪村	49	44	89.8	中学2年生	86	55	63.9	集団	無	
堺市	32	堺市	9,162	8,169	89.2	12才~16才未満	7,724	2,132	27.6	個別	無	
泉州	33	和泉市	2,035	1,940	95.3	12才~16才 特2鞋	2,049	398	19.4	個別	無	
	34	泉大津市	844	743	88.0	中学生	500	58	11.6	個別	無	
	35	高石市	831	615	74.0	中学1年生	670	537	80.1	集団	無	
	36	志岡町	339	223	65.8	12才~15才 特2鞋	90	88	97.8	集団	無	
	37	岸和田市	2,200	1,929	87.7	12才~15才 特2鞋	2,167	759	35.0	個別	無	
	38	貝塚市	1,126	1,032	91.6	13才~15才 特2鞋	784	389	49.6	個別	無	
	39	泉佐野市	1,120	1,019	91.0	12才~16才 特2鞋	962	285	29.6	個別	無	
	40	熊取町	770	597	77.5	13才~14才 特2鞋	595	409	68.7	集団	無	
	41	田尻町	110	84	76.4	12才~15才	63	44	69.8	集団	無	
	42	泉南市	672	652	97.0	12才~15才 特2鞋	768	92	12.0	集団	無	
	43	阪南市	1,073	965	89.9	中学2年生	638	423	66.3	集団	無	
	44	岬町	240	180	75.0	中学2年生	180	150	83.3	集団	無	
合 計			94,156	76,708	81.5	——	90,394	24,665	27.2	個別 22 集団 22		

*1 発疹
*2 発熱

地域	No	市町村名	IV 日 脳 予 防 接 種									
			II 期					III 期				
			接種対象者月齢	接種対象者数	接種者数	接種率	接種方式	接種対象者月齢	接種対象者数	接種者数	接種率	接種方式
大阪市	1	大阪市	9才~13才 <small>精小4</small> 才	22,459	3,209	14.3	個別	14才~15才 <small>特2</small> 才	25,281	1,183	4.7	個別
	2	池田市	9才~13才	1,447	602	41.6	個別	14才~16才	1,308	249	19.0	個別
	3	箕面市	9才~13才未満	1,290	418	32.4	個別	14才~16才未満	1,252	111	8.9	個別
	4	豊能町	9才~12才	325	243	74.8	個別	14才~15才	500	168	33.6	個別
	5	能勢町	9才~12才	185	115	62.2	個別	14才~15才	232	44	19.0	個別
	6	豊中市	9才~13才	3,784	1,123	29.7	個別	14才~15才 <small>特3</small> 才	4,114	343	8.3	個別
	7	吹田市	9才~12才	3,350	810	24.2	個別	14才~15才	4,000	224	5.6	個別
三島	8	摂津市	9才~13才 <small>特4</small> 才	793	218	27.5	個別	14才~15才 <small>特3</small> 才	997	18	1.9	個別
	9	茨木市	9才~12才 <small>特4</small> 才	2,769	1,047	37.8	個別	14才~15才 <small>特3</small> 才	3,197	295	9.2	個別
	10	高槻市	9才~12才 <small>精小4</small> 才	3,374	822	24.4	個別	14才~15才 <small>特3</small> 才	3,969	822	20.7	個別
北河内	11	島本町	9才~12才 <small>精小4</small> 才	357	344	96.4	集団	14才~15才 <small>特3</small> 才	419	161	38.4	個別
	12	枚方市	9才~12才 <small>精小4</small> 才	4,168	3,291	78.9	集団	14才~15才 <small>特3</small> 才	4,623	2,721	58.8	集団
	13	寝屋川市	9才~13才 <small>精小4</small> 才	2,441	1,082	44.3	集団	14才~16才 <small>特3</small> 才	2,807	1,028	36.6	集団
	14	守口市	9才~12才	1,372	79	5.8	個別	14才~15才	1,543	13	0.8	個別
	15	門真市	9才~12才 <small>特4</small> 才	1,329	658	49.5	集団	14才~15才 <small>特3</small> 才	1,256	205	16.3	集団
	16	大東市	9才~13才	1,283	122	9.5	個別	14才~16才	1,447	44	3.0	個別
	17	四條畷市	9才~12才	507	91	17.9	個別	14才~15才	525	26	4.9	個別
	18	交野市	小学4年生	765	541	70.7	集団	中学3年生	804	341	42.4	集団
中河内	19	東大阪市	9才~13才	4,723	2,070	43.8	個別	14才~16才	5,099	615	12.1	個別
	20	八尾市	9才~13才未満	2,660	930	34.9	個別	14才~16才未満	2,748	335	12.1	個別
	21	柏原市	小学4年生	852	632	74.1	集団	中学3年生	945	492	52.0	集団
南河内	22	松原市	9才~12才 <small>特5</small> 才	1,307	483	37.0	集団	14才~15才 <small>特3</small> 才	1,379	278	20.2	集団
	23	羽曳野市	9才~13才	1,543	1,366	88.5	集団	14才~15才 <small>特3</small> 才	1,244	734	59.0	集団
	24	藤井寺市	小学4~6年生	710	652	91.8	集団	14才 <small>特2</small> ~ <small>特3</small> 才	690	504	73.0	集団
	25	大阪狭山市	小学4年生	588	429	73.0	集団	中学3年生	622	402	64.6	集団
	26	美原町	9才~12才 <small>精小4</small> 才	380	334	87.9	集団	14才~15才 <small>特3</small> 才	464	259	55.8	集団
	27	富田林市	<small>特4</small> 才 <small>精小3</small> 才	1,676	1,267	75.6	集団	中学3年生	1,411	920	65.2	集団
	28	河内長野市	9才~13才未満	1,419	1,112	78.4	集団	15才~16才未満	1,402	800	57.1	集団
	29	河南町	9才~13才 <small>特4</small> 才	166	153	92.1	集団	14才~16才 <small>特3</small> 才	181	87	48.0	集団
	30	太子町	小学4年生	171	116	67.8	集団	中学3年生	174	124	71.3	集団
	31	千早赤阪村	小学4年生	63	56	88.9	集団	中学3年生	94	80	85.1	集団
	泉州	32	堺市	9才~13才未満	7,657	4,297	56.1	個別	14才~16才未満	8,495	1,362	16.0
33		和泉市	9才~13才 <small>特4</small> 才	1,966	1,136	57.8	個別	14才~16才 <small>特3</small> 才	2,044	603	29.5	個別
34		泉大津市	9才~12才	600	200	33.3	個別	14才~15才	300	34	11.3	個別
35		高石市	小学4年生	568	505	88.9	集団	中学3年生	739	495	67.0	集団
36		忠岡町	9才~12才 <small>特4</small> 才	176	121	68.8	集団	14才~15才 <small>特2</small> 才	158	98	62.0	集団
37		岸和田市	9才~12才 <small>特4</small> 才	2,078	1,111	53.5	個別	14才~15才 <small>特3</small> 才	2,174	548	25.2	個別
38		貝塚市	9才~12才 <small>特4</small> 才	979	470	48.0	個別	13才~15才 <small>特3</small> 才	764	93	12.2	個別
39		泉佐野市	9才~13才 <small>精小4</small> 才	952	533	56.0	個別	14才~16才 <small>精小3</small> 才	1,088	263	24.2	個別
40		熊取町	9才~10才 <small>特4</small> 才	487	423	86.9	集団	14才~15才 <small>特3</small> 才	610	482	79.0	集団
41		田尻町	小学4年生	61	58	95.1	集団	中学3年生	66	51	77.3	集団
42		泉南市	9才~12才	738	171	23.2	集団	14才~15才	795	21	2.6	集団
43		阪南市	小学4年生	650	584	89.8	集団	中学3年生	768	284	37.0	集団
44		岬町	小学4年生	282	194	68.8	集団	中学3年生	276	216	78.3	集団
合 計			—	85,450	34,218	40.0	個別21 集団23	—	93,004	18,176	19.5	個別22 集団22

平成7年度
大阪府下における予防接種の実施成績に関する研究
(風しん・中学生)

〈個別接種〉

自治体	接種対象者数	接種者数	接種率
大池	25,755	1,008	3.8 %
阪田	1,800	203	11.3 %
箕面	1,524	219	14.3 %
豊能	791	182	23.0 %
能勢	525	61	11.6 %
豊中	4,182	121	2.9 %
吹田	7,619	769	10.0 %
高槻	3,644	331	9.1 %
守口	1,339	136	10.2 %
門真	1,301	37	2.8 %
大東	1,402	46	3.3 %
四條	858	34	4.1 %
八尾	2,971	275	9.3 %
堺	9,340	1,296	13.9 %
泉大津	700	20	2.9 %
岸和田	2,312	936	40.5 %
貝塚	2,700	252	9.2 %
17市	68,763	5,926	8.6 %

〈集団接種〉

自治体	接種対象者数	接種者数	接種率
摂津	1,012	289	28.5 %
茨木	3,521	1,599	48.4 %
枚方	3,520	2,917	82.8 %
寝屋川	2,841	780	29.5 %
交野	820	408	49.6 %
東大阪	11,333	4,806	42.4 %
柏原	1,368	458	33.5 %
松原	1,342	645	48.1 %
羽曳野	1,424	632	44.3 %
藤井寺	761	537	70.6 %
大阪狭山	925	490	53.0 %
美原	620	360	57.2 %
富田	2,357	1,103	46.8 %
河内長野	1,914	1,235	64.5 %
河内南	154	115	74.7 %
太子	140	124	88.6 %
千早赤阪	96	67	69.7 %
和泉	2,112	1,431	67.6 %
高石	747	496	66.4 %
忠岡	336	163	48.5 %
泉佐野	1,451	429	29.6 %
熊取	586	285	48.6 %
田尻	110	32	29.1 %
泉南	757	206	27.2 %
阪南	723	534	73.2 %
岬	231	139	60.2 %
26市	41,201	20,280	49.2 %

注) 集団と個別を併用した島本町は集計から除外した。

平成8年度
大阪府下における予防接種の実施成績に関する研究
(風しん・中学生)

<個別接種>

自治体	接種対象者数	接種者数	接種率
大阪市	25,172	1,399	5.6 %
池田市	1,099	253	23.0 %
箕面市	1,500	195	13.0 %
豊能町	501	165	32.9 %
能勢町	227	54	23.8 %
豊中市	4,098	295	7.2 %
吹田市	3,638	557	15.3 %
高槻市	3,118	791	25.4 %
枚方市	3,528	827	23.4 %
守口市	1,500	49	3.3 %
門真市	1,271	19	1.5 %
大東市	1,454	43	3.0 %
四條畷市	814	50	6.1 %
東大阪市	4,495	652	14.5 %
八尾市	2,771	328	11.8 %
堺市	8,214	1,331	16.2 %
泉大津市	760	30	3.9 %
岸和田市	2,174	590	27.1 %
貝塚市	784	389	49.6 %
19 市	67,118	8,017	11.9 %

<集団接種>

自治体	接種対象者数	接種者数	接種率
摂津市	895	193	21.6 %
茨木市	3,166	1,318	41.6 %
島本町	418	321	76.8 %
寝屋川市	2,800	787	28.1 %
交野町	796	289	36.3 %
柏原市	850	494	58.1 %
松原市	1,375	439	31.9 %
羽曳野市	1,347	738	54.7 %
藤井寺市	709	443	62.5 %
大阪狭山市	589	478	81.2 %
美原町	464	310	66.8 %
富田林市	1,649	866	52.5 %
河内長野市	1,454	994	68.3 %
河南町	173	126	72.8 %
太子町	140	107	76.4 %
千早赤阪村	94	66	70.2 %
和泉市	2,504	1,421	56.7 %
高石市	1,413	995	66.4 %
忠岡町	174	75	43.1 %
泉佐野市	1,035	506	48.8 %
熊取町	605	389	64.3 %
田尻町	76	41	53.9 %
泉南市	760	216	28.4 %
阪南市	775	26	3.4 %
岬町	250	170	68.1 %
25 市	24,511	11,808	48.2 %

平成9年度

大阪府下における予防接種の実施成績に関する研究
(風しん・中学生)

<個別接種>

自治体	接種対象者数	接種者数	接種率
大池	25,454	4,978	19.6 %
阪市	930	276	29.7 %
田面	1,431	372	26.0 %
箕能	472	126	26.7 %
豊能	604	84	13.9 %
豊中	3,851	341	8.9 %
吹田	3,590	1,064	29.6 %
摂津	907	122	13.5 %
高槻	3,441	688	20.0 %
枚方	4,437	1,052	23.7 %
守口	1,559	84	5.4 %
門真	1,271	83	6.5 %
大東	1,436	278	19.3 %
四條	525	74	14.1 %
東大阪	4,313	879	20.4 %
八尾	4,000	564	14.1 %
堺	7,724	2,132	27.6 %
和泉	2,049	398	19.4 %
大津	500	58	11.6 %
岸和田	2,167	759	35.0 %
貝塚	784	389	49.6 %
泉野	962	285	29.6 %
22 市	72,407	15,086	20.8 %

<集団接種>

自治体	接種対象者数	接種者数	接種率
茨木	2,944	1,464	49.7 %
島本	356	250	70.2 %
寝屋川	2,486	682	27.4 %
交野	561	323	57.6 %
柏原	864	462	53.4 %
松原	1,270	578	45.5 %
羽曳野	1,246	732	58.7 %
藤井寺	670	464	69.3 %
大阪狭山	569	438	76.9 %
美原	503	346	68.8 %
河内長野	1,414	894	63.2 %
富田林	1,723	948	55.0 %
河内南	132	123	93.1 %
太子町	159	77	48.4 %
千早赤阪村	86	55	63.9 %
高石	670	537	80.1 %
忠岡	90	88	97.8 %
熊取	595	409	68.7 %
田尻	63	44	69.8 %
泉南	768	92	12.0 %
阪南	638	423	66.3 %
岬	180	150	83.3 %
22 市	17,987	9,579	53.3 %

個別接種への移行に伴う予防接種率の増加と減少

国富泰二，佐藤哲也，後藤振一郎（岡山赤十字病院小児科）
市場尚文（岡山市保健所）

【目的】

平成6年の予防接種法の改正に伴い，ほとんどのワクチンは集団接種から個別接種へ変更されたので，その後の接種率の推移を，岡山市について検討した．特に，岡山市では平成9年度からポリオを集団接種から個別接種に変更したのでその後の推移も検討した．

【方法】

問診表から，岡山市で接種されたワクチン別の接種人数を算定した．

【結果】

1) 乳幼児における接種率の増加

BCG，ポリオなど，3～72月あるいは90月の乳幼児を対象としたワクチンでは，表1に示すように，集団接種から個別接種に移行する事によって，接種率は77%から100%にやや増加する傾向にあった．

ポリオにおいても，接種者は個別に移行した平成9年度以降に増加していた．

表1 乳幼児期のワクチン接種状況（人）

年 度	5	6	7	8	9	10(4-9)
BCG	5,143	5,060	7,721	6,999	7,144	3,766
ポリオ	12,321	12,385	13,437	12,832	14,094	6,717
麻疹	6,328	4,650	7,385	6,147	6,363	3,707
DPT1期	27,396	27,368	30,764	27,265	27,940	14,546
風疹			7,635	5,712	6,878	3,569

岡山市の1年間の接種対象者数は6,600人である．

アンダーラインの所は集団接種．

2) 学童期における接種率の低下

集団接種から個別接種に移行して、小学校6年生のDTの接種率は約85%から約30%へと1/3に低下していた(表2)。このため、平成8年度から、保健所は毎月11歳になる児童に葉書で接種勧奨を行い、9年度は約2倍に増加している。

中学校2～3年生の風疹の接種率(表2)も34%から7%へと約1/5に激減していた。

表2 学童期のワクチン接種状況

年 度	5	6	7	8	9	10(4-9)
DT 2期	5,630	2,109	1,198	1,819	2,904	1,897
風疹(中学生)	2,221	1,058	758	477	661	416
日本脳炎	47,261	47,810	13,898	13,838	14,914	15,282

岡山市の1年間の接種対象者数は6,600人である。

アンダーラインの所は集団接種

【考察】

小学校6年生のDTと中学生の風疹については、個別に葉書を出すなどの対策と同時に、接種の機会を増やすという意味で、夜間および休日診療所などでの接種も考えられるかもしれない。現在の接種率では妊婦に風疹が流行する事態も予想されるので、養護教諭やマスコミへの積極的なアプローチが必要と考えられた¹⁾。

【文献】

- 1) 寺田喜平他：日児誌，1997；101：1713-1714。

広島県下の小中学生の予防接種接種状況

——平成6年の予防接種法改正前後の比較より——

小林 正夫（広島大学教育学部幼児保健学）

上田 一博（広島大学医学部小児科）

【はじめに】

平成6年に改定された予防接種法により、定期予防接種の接種状況が変化していることが全国的に報告されつつある。広島県においても各自治体が独自の方法で新しい予防接種法に準じた接種に取り組んでいる。各自治体における定期予防接種の実態を調査し、調査内容を還元することは重要な課題であると思われ、広島県地域保健対策協議会では過去4年間における定期予防接種の接種状況をアンケート方式で調査を行った。調査の結果、小中学生を対象としている4つの定期予防接種については著明な接種率の低下が認められているので、日本脳炎Ⅱ、Ⅲ期、風疹、二種混合（ジフテリア・破傷風）の4予防接種について予防接種法改正前後での接種状況の比較検討を報告する。

【対象と方法】

定期接種の対象である、ポリオ、ジフテリア・百日咳・破傷風、麻疹、風疹、日本脳炎について各市町村に調査を依頼した。予防接種の対象者数は各市町村の年齢別人口（各年10月1日現在）調査から推定し、接種者数は市町村が集計しているデータを利用し、接種率を算定した。今回は小学校高学年、中学生が対象となる日本脳炎Ⅱ、Ⅲ期、風疹、二種混合（ジフテリア・破傷風）について解析した。

【結果】

出生数が年間500人以上ある都市部（広島市、福山市、呉市、東広島市、三原市、尾道市、廿日市市、安芸郡府中町）とそれ以外の市町村に分けて検討した。広島県全体のこの4年間の平均出生数は約25,000人であり、都市部8市町で約21,000人と県全体の84%を占めている。

表1～4にそれぞれ日本脳炎Ⅱ期（小学校4年生が対象）、二種混合（小学校6年生）、日本脳炎Ⅲ期（中学生）、風疹（中学生2、3年生）の平成5年から8年までの集計を示した。

① 日本脳炎Ⅱ期（表1）

小学校4年生を中心に行われているが、法改正前は都市部では広島市、府中町のみ解析ではあるが、法改正前は100%以上の接種率という結果が、法改正後接種者数、接種率ともに激減していた。他の都市部でも福山市を除けば50%以下の接種率であった。都市部以外では法改正前が100%以上であった接種率が改正後は70%代と低下していた。

② Ⅱ種混合（表2）

小学校6年生を中心に行われているが、法改正前の75%が改正後は65%と他の3種類の予防接種とは異なり接種率、接種者数ともに低下はわずかであった。

③ 日本脳炎Ⅲ期（表3）

中学生が中心で接種が行われている。解析可能であった都市部すべてで接種率、接種者数ともに改正後は極めて低い数値であった。都市部以外でも、接種率は約20%、接種者数は1/2～1/3に減少していた。

④ 風疹（表4）

法改正前は中学2年の女子を、改正後は男女関係なく中学2年生を中心に接種が行われている。接種率でみると法の改正前後で都市部では明らかに接種率は低下しているが、接種者数でみると改正後の平成7年度はほぼ横這いで、平成8年度に低値を示した。接種者の幅が広がったために接種率でみると低い値となるが、接種者の数で評価すると平成7年度は改正前と差はないが、8年度は接種者数も低くなってきている傾向がみられた。都市部以外でも同様に接種率では平成8年度になって低値をとっているが、接種者数は改正前より多くなっていた。問題となるのは女性の接種率、接種者数であるが、今回の調査から法改正後に女性の接種率、接種者数の変化を明らかにすることはできなかった。

【考察】

小学校高学年、中学生を対象とした4つの予防接種（日本脳炎Ⅱ期、Ⅲ期、Ⅱ種混合、風疹）の接種率は平成6年の予防接種法の改正に伴って、Ⅱ種混合以外は特に都市部では平成7年以後明らかに低下傾向にあると思われた。都市部とそれ以外の地区での接種率の変化の違いの理由は不明であるが、都市部以外の地区では個別接種であるものの一部では通知後集団的に接種が行われているように、通知後の周知徹底の差に起因している可能性が推測される。

風疹は法改正で対象が男女に拡大された。病気そのものの予防と同時に妊娠可能な女性での抗体獲得に予防接種の目的が求められている。本調査だけでは実際に女性での接種率、接種者数の状況を明らかにすることは出来なかったが、女性への接種率の低下があるとすれば、今後の重要な課題であろう。

個別、勧奨接種の立場で予防接種を継続していくとすれば病気に対する意識が低下してくる小学校高学年、中学生に対してはこれらの予防接種の意義を学校保健の立場からも積極的に指導していく必要があると思われた。

【謝辞】

本調査は平成9年度広島県地域保健対策協議会（福原照明会長）の小児保健・医療対策専門委員会（上田一博委員長、予防接種調査班）で行ったものである。